

令和4年度国民健康保険税が変わります

国民健康保険(国保)は、被保険者の皆さまが病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるように、国民健康保険税(国保税)を出し合いお互いに助け合う制度です。

平成30年度から国保の運営主体が県になりました。栃木県国民健康保険運営方針では、県内統一の保険料水準を目指すこととしており、野木町はその第一歩として令和4年度から、「資産割」「所得割」「均等割」「平等割」の3方式の賦課方式に改正いたします。

また、賦課限度額についても見直しを行い、73万円から85万円に引き上げます。被保険者の皆さまには、今後の安定した国保運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

令和4年度からの改正後の税率及び賦課限度額

区分(対象者)		医療保険分(基礎分)		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	所得に対して	5.3%	6.9%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
資産割	固定資産税に対して	16.5%	廃止	3.5%	廃止	2.2%	廃止
均等割	加入者1人当たり	28,600円	25,500円	11,300円	9,600円	12,000円	10,500円
平等割	1世帯当たり	22,000円	22,000円	8,500円	7,000円	7,000円	6,000円
賦課限度額		500,000円	520,000円	130,000円	170,000円	100,000円	160,000円

※令和4年度の納税通知書は7月中旬に、年金差引の方への税額決定通知書は8月下旬に送付する予定です。

国民健康保険税均等割額の軽減措置について(未就学児)

全世代対応型の社会保障を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割額の軽減措置を行います。子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限をかけず、広く未就学児がいる世帯に対して、一律に未就学児の均等割額を2分の1減額します。

そのため、被保険者の皆さんに申請をしていただく必要はありません。

令和4年度の未就学児1人に係る均等割額減額(年額)

低所得者の均等割軽減割合	低所得者の均等割軽減措置後	未就学児減額分	減額後均等割額
7割軽減	10,530円	5,265円	5,265円
5割軽減	17,550円	8,775円	8,775円
2割軽減	28,080円	14,040円	14,040円
軽減なし	35,100円	17,550円	17,550円

※表中の税額は、医療保険分(基礎分)と後期高齢者支援金分の均等割合計額です。

※未就学児が2人以上加入している場合や所得割額によっては100円未満の端数調整が生じますので、未就学児1人当たりの均等割額が必ずしもこの金額とは限りません。

※未就学児均等割額減額後の税額が賦課限度額を超過している場合は、賦課限度額が税額となります。

問住民課 ☎(57)4136